

## イ 「障害者週間」連続セミナーの実施

内閣府では、「障害者週間」の実施に合わせ、同週間の取組に賛同される障害者関係団体等の主催団体を募り、障害又は障害者をテーマとした（同週間の趣旨にふさわしい）一般国民を対象とするセミナーを開催し、障害及び障害者に対する理解促進を図っている。

## ◇ 平成29年度「障害者週間」連続セミナー

- 日時 平成29年12月7日（木）・8日（金） 各日とも9:30～18:20
- 場所 有楽町朝日スクエア（東京都千代田区）
- 主催 障害者関係団体等（8団体）

【内閣府ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/h29shukan/seminar.html>】

平成29年12月7日（木）		
	主催団体	テーマ
		実施概要
1	特定非営利活動法人 大活字文化普及協会	超高齢化・高度情報化社会における情報支援の必要性とは？ ～高齢者・障害者等の読み書き困難を解消する行政施策について考える～ 超高齢化・高度情報化社会において、高齢者・障害者が自立した豊かな生活を送るためには、読み書き（代読・代筆）支援の実施や大活字等での情報提供支援が必要である。読書・読み書き困難がある人の声を聞きながら、具体的な行政施策について考える。
2	特定非営利活動法人 全国言友会連絡協議会	新しい法律を活用した吃音支援～こどもから大人まで～ 吃音は言葉がつまるという表面的な問題だけではなく、内面の人格形成にも大きく影響を及ぼす言語障害、発達障害の一つで、その支援には他の障害と共通する点も多くある。吃音外来での300名以上の診療実績から得た、障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法、発達障害者支援法に基づく吃音支援の実際を解説する。
3	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構	精神障害者雇用は今！～事例から考える精神障害者の職場定着～ 企業の雇用管理者から精神障害者の職場定着に向けた課題への対応（健康管理面、コミュニケーション面、職務遂行面等）の具体的事例や障害当事者の視点から働き続けるための工夫等について紹介するとともに、地域の支援機関や医療機関との連携等も紹介する。
4	公益財団法人 日本障害者リハビリ テーション協会	SDGsと共生社会～発達障害（ディスレクシア等）への取組と課題～ SDGs(持続可能な開発目標)は日本を含む150を超える加盟国のもと、国連にて採択された。とり残されない人を作る共生社会について、障害者、特に発達障害（ディスレクシア等）に焦点を当て、現在の取組と今後の課題について意見交換を行う。

平成29年12月8日（金）		
	主催団体	テーマ
		実施概要
5	特定非営利活動法人 カラーユニバーサル デザイン機構	色覚の多様性に対応した社会に向けて 一般的な色覚の人にとって、分かりやすいようにデザインされた制作物であっても、色弱者にとっては情報が伝わらない場合が多くある。色の見え方に違いを問わず、できるだけ多くの人に情報が正しく伝わるように、見分けやすい配色へ配慮を行うカラーユニバーサルデザインを進めていく。
6	全国手をつなぐ育成会 連合会	糸賀一雄思想「この子らを世の光に」とともに共生社会の実現に向かう 平成28年7月26日に起きた神奈川県相模原市の障害者支援施設での事件を風化させることなく、福祉の理念を全ての国民に浸透させることが重要である。本セミナーでは、糸賀思想を探りながら共生社会の実現と共に命を大切に社会のあり方について鼎談を行う。また、厚生労働省「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」の提唱する実践や行動障害の激しい方たちへの穏やかな日常を提供している実践について報告を行う。
7	特定非営利活動法人 フリー・ザ・チルド レン・ジャパン	互いに知ることから始めたい～誰もが参加しやすい社会を目指して～ 動画上映やワークショップを通して、視覚障害者・聴覚障害者・車いす利用者の生活について紹介し相互理解を深める。その上で、誰もが参加しやすい共生社会について、その実現のため今私たちに何ができるかを考える。
8	一般社団法人 日本発達障害ネット ワーク	誰も知らなかった！発達障害者のトイレの困りごと ～JDDnet・東洋大学共同研究「発達障害者のトイレ利用に関するアンケート調査」結果報告～ 今まで知られず、語られずに潜在化していた発達障害児者のトイレの困りごとについて、おそらく日本で初めて行われた調査研究で顕在化した結果を報告する。発達障害児者およびその家族にとってどのようなトイレが必要なのか、現状の課題と理想のトイレについて議論する場とする。



平成29年度「障害者週間」連続セミナーの様子（左右とも／写真：内閣府）

## (2) 障害者週間における具体的な取組の推進（国（各省庁等）・地方公共団体における取組）

内閣府では、「障害者週間」の全国的な展開を図るため、各省庁及び地方公共団体等と連携・協力を図り、全国各地における「障害者週間」の実施に合わせた取組を推進している。

全国で「障害者週間」に合わせて行われる行事や取組については、内閣府のホームページで公開しており、一般国民が多く行事等に参加し、障害及び障害者に対する理解を深めることができるよう取り組んでいる。

○国主催行事：86件

○地方公共団体主催行事：808件

※上記件数は、平成29年12月時点で内閣府に登録のあったもの

【内閣府ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/h29shukan/main.html>】

### ◇ 平成29年度における国及び地方公共団体等による「障害者週間」関連行事

#### ア 国主催行事

##### 平成29年度「障害者週間」における国（各省庁）の取組（連携・協力）事例

主催省庁	事業等の名称	開催概要	実施期間
法務省 （法務省人権擁護局、各法務局人権擁護部、各地方方法務局人権擁護課）	第69回人権週間	「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」等を強調事項として掲げ、法務局、地方方法務局等の主催により、世界人権宣言の意義を訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚のための各種啓発活動を全国的に実施する。	12月4日～12月10日
文部科学省 （文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課障害者学習支援推進室）	平成29年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰	障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体について、活動内容が他の模範と認められるものに対し、その功績をたたえ文部科学大臣表彰を行う。	12月7日
厚生労働省 （厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室）	第67回障害者自立更生等厚生労働大臣表彰	自らの障害を克服し、自立更生して他の障害者の模範となる者等に対する厚生労働大臣表彰を実施する。	12月5日
	身体障害者補助犬法普及啓発イベント	障害者週間の趣旨を踏まえ、身体障害者補助犬法の啓発イベントを実施する。	12月3日、12月9日
国土交通省 （国土交通省関東運輸局）	バリアフリーネットワーク会議	有識者、高齢者・障害者団体、施設設置管理者、地方自治体等の関係者が一堂に会し、バリアフリー法に基づく取組みの現状の把握、課題の抽出、対応方策の提案や意見交換等を行うことにより、互いの取組みに理解を深め、バリアフリーの現状や課題を共有する。	12月7日
国土交通省 （国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局）	交通バリアフリー教室	横浜市瀬谷区の小学4～6年生を対象に、ノンステップバス・ワンステップバス・UDタクシーでの車いすによる乗車体験及び視覚障害者体験等を通じてこころのバリアフリーを広める	12月8日

## イ 地方公共団体主催行事

## 平成29年度「障害者週間」における地方公共団体の取組（連携・協力）事例

主催地	事業等の名称	開催概要	実施期間
1. 障害をテーマとした広報・啓発作品（作文・ポスター）の発表・表彰、展示、障害に関する功労者への表彰等の実施			
島根県	松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例に基づく市長表彰	市の制定した「障がい者差別解消条例」に基づき、「合理的配慮の積極的実施、普及に貢献した」「障がいのある人に対する理解を広げ、差別を解消するための市民の模範となる行為をした」もの（個人・団体）に対し、市長表彰を行う。併せて、週間中表彰者・表彰内容について市役所ロビーに展示し、市民の模範となるよう周知を行う。	12月3日～9日
徳島県	第36回障がい者の集い県民大会	障がい者福祉功労者等に対する表彰、「心の輪を広げる体験作文」優秀作品の朗読、障害者週間のポスター等の掲示、徳島県障がい者マイスター認定者に対する認定証の授与及び記念講演を実施する。	12月10日
川崎市	障害者週間記念の集い	障害のある人もない人も共に生きるノーマライゼーションの考え方に基づき、より豊かな社会の実現をめざして、第1部で各分野において功績のあった障害者や障害者福祉の功労者等に対する表彰、及び「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」の応募作品の中から優秀作品の表彰や発表を行う。第2部では講演会等を開催し、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発を図る。	12月9日
2. 芸術・文化事業の実施（演奏会・音楽会等の鑑賞、作品の発表）			
北海道	「障害者週間」東欧音楽家支援 国際親善交流特別演奏会（日本・ポーランド文化交流演奏会・東日本大震災支援コンサート）	毎年世界各国の著名な演奏家を日本に招聘し、国際親善交流を目指し、互いの文化の発展を目標に開催し、日頃、演奏会を楽しむ機会の少ない障がい者等がこの演奏会に招待され、世界の一流の音楽を鑑賞するもの	函館公演 9月1日 札幌公演 9月4日 旭川公演 9月5日 帯広公演 9月7日
東京都	Nerimaユニバーサルオーケストラコンサート	障害や国籍、年齢などを超えたさまざまな方で特別編成する100人規模のオーケストラによるコンサート。	12月17日
高知県	障がい者アート作品作り	障害者週間にあわせ、脳内出血後左半身麻痺とともに創作活動を心のリハビリとして行っている西山均さんを迎え、アート作品作りを実施。（対象者：障がい児・者）	12月3日 ※作品は12月3日～9日の間展示
3. 障害者制作作品の展示と活動紹介の実施：児童・生徒、施設入所・通所者等）制作作品（絵画、工作・工芸等）の展示と活動紹介（一般市民への理解促進）			
岩手県	きらめく銀河アート展	市内デパートの借用スペースにおいて、市内の小中学校特別支援学級や養護学校に通学する生徒・児童や障害福祉サービス事業所に通所する障がい者が制作した作品の展示や、障害福祉サービス事業所の商品・活動を紹介するコーナーを設置し、市民の障がいへの理解を深めてもらうため開催。	12月8日 ～12月10日
東京都	障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展	障害のある方が制作した絵画・書・陶芸等の展示、ビーズ・七宝焼等のアクセサリやパン・焼き菓子等手づくり品の販売、知的障害者疑似体験、音楽等のステージ	12月5日・6日
山口県	「障害者週間」作品展	障害のある人の絵画や工芸等の作品・障害者就労事業所等の製品・障害者関係団体等の活動パネル・障害者スポーツ紹介パネル等の展示、また、平成29年4月1日に制定した「障害のある人へのコミュニケーション支援条例」に関する取り組みやコミュニケーション手段等の事例を紹介し、障害のある人の社会参加の促進と市民の障害福祉への関心と理解を深める。（宇部市）	11月27日 ～12月8日
4. 障害者の就労支援（作品の販売等）の推進：自立に向けた就労訓練をする障害者への支援と理解促進			
茨城県	障がい者就労支援事業所展示・物品販売会	障がい者就労支援事業所の作業及び製品の展示、「障がい者暮らしの相談」臨時窓口の開設、障がい者虐待防止及び障がい者差別解消に関する出張相談窓口の開設、各種制度の周知・啓発等を行うことで、障がい者（児）の福祉の向上と社会参加の促進、市民の障がい理解を深める。 ○障がい者の制作した物品の販売・展示 ○障がい者就労支援事業所の作業及び製品の展示 ○「障がい者暮らしの相談」臨時相談窓口 ○障がい者虐待防止・障がい者差別解消に関する出張相談窓口 ○各種制度の周知・啓発 等	12月7日
東京都	第10回障害者就労支援・雇用促進フェア	障害者の地域移行と就労に向けた支援体制の充実が一層重要になっている。こうした状況を踏まえ、「障害者週間」（毎年12月3日から12月9日までの1週間）に合わせて、普及啓発のための講演会や就職面接会、福祉説明会・施設紹介相談コーナー・就労者パネル展を実施し、一人でも多くの障害者の一般就労及び福祉就労を実現していく。 ○講演会：テーマ「知っているほしい障害年金のこと」 ○福祉説明会：江戸川区の福祉政策について（手帳制度や福祉制度など） ○施設紹介・相談コーナー：（施設）江戸川区内関係施設、生活介護・就労B・就労移行・就労A・地活I～Ⅲ型・就労支援センター等 ○就労者パネル展：働く障害者の様子 ○障害者就職面接会	12月4日
静岡県	障害者週間啓発事業	○長泉町役場庁舎内で長泉身障福祉会提供の啓発品（絵手紙作品等）の展示、啓発映像の放映 ○就労移行支援及び就労継続B型支援事業所の啓発品（焼き菓子等）を役場福祉保険課・町内の障がい者団体・相談支援事業所・就労支援事業所が商業施設や街頭で配布 ○就労移行支援及び就労継続B型支援事業所による啓発品の展示・販売	12月4日～8日

主催地	事業等の名称	開催概要	実施期間
熊本市	就労フェア2017	“この街で はたらく”をテーマに、障がい者就労に携わる企業、支援事業所及び当事者が集まり、セミナー、グループワーク、障がい者施設商品展示会等を行なう。	12月8日
<b>5. 災害と被災障害者に対する理解促進</b>			
宮城県	障害者震災記憶風化防止展	障害者が震災で直面した困難や、生活の再建過程等を記録化してまとめたパネルや、障害者による手作りグッズ等を展示。	12月4日～1月12日
愛知県	チャレンジドフェスタ	「障害者が避難所に来たら」というテーマのワークショップの実施。	12月10日
和歌山県	障害者避難訓練	日高町保健福祉総合センターを福祉避難所とし、近くの福祉事業所等の障害者及び地域住民の避難訓練を実施。訓練内容は、福祉避難スペース及び一般避難所の開設、避難所運営本部の設置運営、被災者の管理、情報の整理・発信、食料物資の調達・管理・配給、避難所の施設管理、要援護者の支援等を行う。	平成29年11月3日
<b>6. 障害をテーマにした講演会・シンポジウム、体験講座等の実施</b>			
宮城県	障害理解促進事業 講演会	障害者差別解消法の概要等について、地域の事業所や一般の方々を対象に講演会を開催。(テーマ:みんなで学ぼう「障害者差別解消法」/講師:東北福祉大学教授 阿部 一彦 氏)	12月5日
東京都	第13回共生のための文京地域支援フォーラム	障害者への理解を深め、共生社会の実現を図るため、地域住民への働きかけを強化することを目的として、「第13回共生のための文京地域支援フォーラム」を開催。光が遮断された空間で視覚障害者のアテンドスタッフによる案内を受けて、様々なことを体験するプログラム「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」を実施する。	11月17日、 11月18日
長野県	手話落語講演会	上方手話落語会代表 デファー福師匠 による、手話落語講演会を開催。 ○演目:芝浜、犬の目、創作落語等	12月9日
大阪府	障害者理解促進 出前講座	教育機関、企業、団体等からの依頼に基づき、障害当事者(視覚、聴覚、肢体など)の体験談や、点字体験、手話体験、車イス体験、アイマスク体験、専門職の講演などを実施し、地域で暮らす障害者の理解につなげる。	通年(50回程度)
大阪府	守口市精神障害者理解促進講座「知ってみよう、聞いてみよう、精神障害!」	精神障害者による落語、マジック(オープニング)、体験談。精神障害に関するミニ講座。精神障害当事者を交えてのグループワーク。	11月24日
香川県	発達障害者地域支援に関する一般公開講座	医師・教員・相談員・就労などの支援等がパネリストを務め、『フツーにやれるように苦手なところを援助する』と考えられがちな発達障害者の“支援”を、『一緒にやってみたらこんな凄い人だった!』の視点で捉えなおすことをテーマに一般の方への普及・啓発を図る。	1月14日
<b>7. 障害者支援施設・福祉施設等職員(関係者・支援者含む)への研修会・セミナー等の実施</b>			
秋田県	美郷町障がい者自立支援セミナー	障害福祉サービス事業所職員、民生児童委員等の支援者を対象として、障害者の地域生活を支援するためのセミナーを開催	12月8日
茨城県	障害者権利擁護・虐待防止研修会の実施	障害者支援に従事する事業者等の管理者やサービス管理責任者を対象に、権利擁護に関する意識啓発や虐待防止に関する理解、未然防止、早期発見、迅速な対応を行うために必要な人材の育成や資質の向上を図ることを目的とした研修会を実施。	12月5日
徳島県	ペアレント・メンター養成研修基礎講座 公開講座	ペアレント・メンター養成研修受講者の他、支援者や発達障がい者に関心のある方を対象に講座を実施し、発達障がいについての理解促進を図る。	12月9日
<b>8. 障害当事者参加型の一般交流イベントの実施(総合的フェスティバルの実施、ダンス、楽器演奏、コンサート等)</b>			
茨城県	Koga障がい者フォーラム2017・第4回古河市社会福祉大会	市民が障害に関する理解を深めるとともに、障がいのある方があらゆる分野で、積極的に参加する意欲を高め、“障がいのある方が心豊かに安心して暮らせるまち”を目指すことを目的として、表彰・記念講演(松野明美氏)・障害福祉サービス事業所による模擬店、自主製品販売、ステージ発表・車イス、手話、点字体験等を実施。	11月3日
千葉県	障害者週間記念事業	障害者週間(12月3日～9日)を記念し、広く市民に障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会参加する意欲を高めるために啓発事業を実施。 ・障害のある方が創作した絵画等の展示。 ・障害者就労施設等で作られた菓子・野菜・小物等の販売 ・障害者の就労を応援するイベント ・スヌーズレン体験 ・障害者スポーツ・レクリエーション体験 ・障害当事者による合唱・ダンス等の発表会 ・補助犬によるデモンストレーション ・映画上映(聲の形)	12月5～7日(作品展) 12月9・10日 (記念事業)

主催地	事業等の名称	開催概要	実施期間
東京都	第37回区民ふれあいフェスタ (障害者週間記念作品展、 障害者雇用促進フォーラム 2017を同時開催)	区民の障害者への理解と関心を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、『障害者週間』(12月3日～12月9日)の記念事業として実施。 ○区長表彰式(個人・団体)、障害者雇用促進企業への感謝状贈呈式(企業) ○一社Get in touchメンバー(代表 東ちづる氏、ほか)による『誰も排除しない「なぜこぜの社会」をめざして』のステージ ○障害者団体・施設によるPR ○障害者週間記念作品展 ○障害者雇用促進フォーラム2017(企業の発表、行政情報コーナー等) ○模擬店・バザー ○福祉施設の自主生産品販売 ○ポッチャ体験 ○手話・点字・音訳教室、電動車椅子の試乗、補助犬ふれあいコーナー等	12月3日(作品展は 11月28日～12月3日)
滋賀県	はつらつのつどい	障がい個性として捉え、障がい児・者や高齢者など地域に住む全ての市民が互いの人権を認め合い、共に生き、共に支え合う市民社会に向けて、障害者週間にちなみ「はつらつのつどい」を開催。 ○障がい者団体によるダンス・歌の発表 ○手話サークルによる手話歌・クイズ ○盲導犬ユーザーの話&盲導犬の歩行実演 ○文化サークル作品展 ○福祉団体による模擬店等	12月3日
鳥取県	中部あいサポートフェスタ 2017	障がいについての理解啓発を目的に開催。 ○障がいのある人、支援団体等によるステージパフォーマンス(ダンス、歌、演奏) ○障がい福祉サービス事業所出店販売 ○健康チェックコーナー ○盲導犬とのふれあいコーナー ○UDタクシー展示等	12月10日
高知県	第12回香南ふれあい祭り・ 香南市人権フェスティバル	第12回香南ふれあい祭り・香南市人権フェスティバルにおいて、障害福祉サービスや災害時避難行動要支援者に関する展示・啓発ブースを設けるとともに、手話コーナー及び聴覚障害者向けの情報機器展示コーナーを設置する。	11月23日
鹿児島県	あったか交流フェスタ 2017	障害者の自立と積極的な社会参加の促進及び障害や障害者に対する理解と認識を深めることを目的として、障害者と健常者が一緒に楽しめる「あったか交流フェスタ」を開催する。(内容:ふれあいステージ、展示即売会、体験教室、文化作品展等)	12月3日
9. 障害者又は障害のある家族を持つ当事者・関係者への相談会・講演会・交流会			
福島県	障がい者啓発事業	発達障がいのある子どもに対し、日頃どんなことで困っているのか、体験を通して理解するプログラムと特性や対応のコツについてミニ講義を開催。	12月2日
埼玉県	障害者相談会	身体障害者の方、知的障害者の方またはそのご家族を対象に、心配事などの相談に相談員が対応する。市内4地域で開催。(加須市)	12月1日、12月5日、 12月16日、12月18日
東京都	障害者相談事業	都内在住の障害のある方からの相談に、弁護士等が電話・FAX・メールにて無料で応じる。	12月3日～8日 (12月4日を除く)
京都府	聞こえの教室	聞こえに不自由を感じている方とその家族、聴覚障害者福祉に関心のある方を対象の事業。京都府聴覚言語障害センターから言語聴覚士を招いて、「補聴器の上手な選び方」について講演会を開催。	12月7日
10. スポーツ体験・交流イベントの実施			
東京都	小金井市障害者週間行事	リオデジャネイロパラリンピック出場選手による、「パラリンピック選手との卓球体験、特別講演会」など体験型のイベントを行うことにより、障がいのある人もない人も互いに尊重し、支え合う共生社会の実現を推進する。	12月9日
京都府	第9回京丹後市車いす駅伝 実行委員会	車いす駅伝競技を通して、障害の有無を超えた市民のふれあいの場にするるとともに、車いすを体験することにより、福祉のまちづくりを考えていただく機会となるよう開催。 京丹後市内外の障害者団体や福祉法人・近隣の学校・警察署・保健所・市内事業所・山陰海岸ジオパーク関係市町などから30チーム以上の参加。事前に各チームが予測ゴールタイムを申請し、市役所周辺約1.3km(5区間)を5人の走者で中継して、申告タイムと実際にかかったタイムの差を競うレース。	11月12日
福岡県	人権週間・障害者週間啓発 イベント	ゴールボール女子日本代表であり、2012年のパラリンピック金メダリストでもある安達阿記選手を迎え、講演会とゴールボール体験会を行います。	12月2日
北九州市	第14回北九州チャンピオンズ カップ国際車椅子バスケット ボール大会	日本、カナダ、オランダ、韓国の4ヶ国の代表選手が対戦。あわせて小学生車椅子バスケットボール大会・全日本ブロック選抜車椅子バスケットボール選手権大会を行う。また、バリアフリースポーツを体験・プレーできる体験ひろばも開催。	11月10日～12日

主催地	事業等の名称	開催概要	実施期間
11. 特別支援学校・学級の児童・生徒を中心とした作品の発表や表彰等の交流会の実施			
広島県	あいサポートフォーラム東広島	○障害のある子どももない子どもと一緒に踊るダンスチーム「パピコ」によるダンス、歌、ショートコント ○知的障害と自閉症をもった妹を1年にわたり撮りつづけたドキュメンタリー映画「ちづる」の上映及び監督の講演等	12月16日
徳島県	特別支援学校You Me(ゆめ) チャレンジフェスティバル2017	特別支援学校高等部の生徒が、様々な形で働きたい想いの表現や事業所との懇談等とおして、個々の就労意欲向上を図るとともに、事業所における障がい理解や障がい者雇用の推進を図る。	2月19日
熊本市	平成29年度熊本市小中学校特別支援学級児童生徒作品展(ハッピースマイル・アートギャラリー)	市内小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の作品展示等の学習成果の発表を通して、参加者相互の交流を深めるとともに、市民への特別支援教育の理解を広く図る。	12月1日～4日
12. メディア・インターネット等を活用した広報・意識啓発の実施			
東京都	障害者週間特集番組の提供	障害者週間に合わせ、都市型CATVにおいて障害者に関するテーマ番組を作成し放映する。また、同番組をインターネット動画共有サービスを活用して放映することにより一層の周知を図る。	12月11日
福井県	「こころのバリアフリー」スポット広告放送	障害者週間に合わせて、障害者や高齢者を含むすべての人が、お互いを思いやる「こころのバリアフリー」を醸成するCMを作成し、放送する。	12月3日～12月9日
京都府	障害者差別解消法周知CMの放送	障害者週間に合わせ、町のケーブルテレビを活用し、差別解消法周知CMを制作。CM放送期間中は、番組の冒頭にCMを流し、法の周知を行う。	11月上旬～12月9日
北九州市	障害者差別解消法啓発動画放映	障害者差別解消法を市民に広く知ってもらうため、屋外大型ビジョンにて15秒の啓発動画を放映する。	12月(1ヶ月間)
13. 障害者への減免措置、施設無料開放等の実施			
新潟県	障害者週間記念事業	市の体育施設や温泉施設、文化施設などを、市内の障害のある方等(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及びその介助者1名)に無料開放する。	11月4日、11月5日
島根県	障害者週間中の県立施設等の無料開放または入場料の減免	障害者週間中に、県立施設等を無料開放または入場料の減免を行う。	12月3日～9日

## 2. 各種の広報・啓発活動

### (1) 各種の週間・月間等の取組

このほか各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための広報・啓発活動が展開された。

9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」においては、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、障害のある方々から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターが作成され、全国に掲示されたほか、障害者雇用優良事業所等表彰、障害者雇用支援月間ポスター原画表彰及び優秀勤労障害者表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施された。

10月16日から22日までの「第65回精神保健福祉普及運動」の期間においては、精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、精神保健福祉全国大会を始めとする諸行事が実施された。

12月4日から10日までの「人権週間」においては、障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、法務省の人権擁護機関である法務局・地方法務局及び人権擁護委員等により、全国各地で講演会の開催、ポスター・パンフレットの作成・配布等の広報・啓発活動が実施された。

平成19(2007)年12月、国連総会本会議において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が採択されたことを受け、厚生労働省では、毎年、自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るためのシンポジウム等を開催している。平成30(2018)年4月7日には、「知りたい、知らせたい 発達障害のこと ～こども、若者、アートの視点から～」をテーマとしたシンポジウムを開催した。

また、世界自閉症啓発デーを含む4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体や関係団体等により様々な啓発活動が実施された。

## (2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰

高齢者、障害のある人、妊婦や子供連れの人を含む全ての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進する観点から、その推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対して、内閣総理大臣及び高齢社会対策又は障害者施策を担当する大臣が、毎年度、表彰を行い、その優れた取組を広く普及させることとしている。平成29（2017）年度においては、9団体を表彰した（図表2-1）。



バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式（平成29年12月／写真：内閣府）

■ 図表2-1 平成29年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 受賞者

### ○内閣総理大臣表彰

仙台市交通局 （宮城県仙台市） 【国土交通省推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年12月に開業した仙台市地下鉄東西線は、高齢者や障害者を含む誰もが安全、安心に利用できる施設とするため、公営企業としての特質を最大限に発揮して市のまちづくり担当部局と協調し、実効性のより高い施設整備を行った。</li> <li>具体的には、施設整備などのハード面と、職員教育・啓発活動のソフト面の両面について基本計画を立案し、設計段階では、車両モックアップに模擬ホームを加え、車椅子利用者による実際の乗降を体験したうえでのアンケート調査結果を設計に反映させたり、工事完成後には車椅子、視覚障害、聴覚障害の利用者それぞれに見学会を開催し、そこで得られた意見により開業までに改良を加えるなどの改善を図った。</li> <li>駅をまちづくりの中核施設として位置づけ、障害者を含む市民が自由に使えるトイレをラッチ外に設置するとともに、地下鉄と他の公共施設等との境界領域における誘導ブロックの連続や、サインの統一など、まちづくりや公共施設管理を担当する市の部局と調整を図ることにより、まちづくりとしての一体のユニバーサルな施設整備を実現した。</li> </ul>
全日本空輸株式会社・ANAウイングス株式会社 （東京都港区・大田区） 【国土交通省推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>全日本空輸株式会社及びANAウイングス株式会社は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を迎えるにあたり、また将来的な高齢化社会を控え、ソフト、ハード両面からバリアフリー化を推進し、障害を持つ方だけでなくすべての利用者が不安・ストレスなく、より快適に航空機を利用できる環境の整備に努めており、今般、利用者からの声を参考に、空港や機内における各シーンにおいて、製品開発、導入に至ったものである。</li> </ul>

### ○内閣府特命担当大臣表彰 優良賞

石狩市 （北海道石狩市） 【厚生労働省推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>石狩市は、聴覚障害者の暮らしやすいまちを目指し、平成25年に手話条例を制定し、テレビ電話と手話通訳を活用したサービスなどを次々と導入。市民の意識にも変化が表れ、学校や住民からの依頼を基に市が行っている出前手話講座を受講する者も年々増加、石狩消防署では継続的な訓練を実施して緊急時に備え、市職員の8割超が簡単な手話挨拶が可能など、市長を始め市民全体が聴覚障害者や手話への理解と共感が着実に広がっている。</li> </ul>
株式会社エスコアール （千葉県木更津市） 【千葉県推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社エスコアールは、他社に先駆けて、言語障害者向けの各種検査・訓練教材等の開発・製造・販売に、創業直後から取り組んできたバイオニオ的企業である。</li> <li>同社社長は、言語聴覚士として言語障害者のリハビリに携わった経験から、臨床現場で蓄積された教材の製品化のアイデアが原動力となり起業。言語聴覚士や医師ら専門家の協力も得ながら、失語症患者訓練用教材等を次々に企画・開発し、また、失語症者等の意見を参考に改良を重ねるなど、特に高齢の失語症者にも使いやすい機器を含めた言語障害者向けの教材開発を展開している。</li> </ul>

道の駅 常陸大宮 (茨城県 常陸大宮市) 【茨城県推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年3月に開業した道の駅常陸大宮は、道路利用者の休憩施設としてだけでなく、常陸大宮市の新たな産業拠点の場、シティーセールスの場、さらに災害時の防災拠点となることを目的に整備されており、利用者に安全・安心して利用してもらえるよう、計画当初から、ユニバーサルデザインの考えに基づいた設計や福祉関係部局との協議により、平常時の利用はもちろんのこと、災害時においても、体の不自由な方や妊産婦の方などが安心して利用できるよう、様々な配慮がされており、また、専任の担当者を配置し、体の不自由な利用者を目配りし、すぐにサポートできる体制をとっているなど、誰でも不自由なく利用できる環境づくりに取り組んでいる。</li> </ul>
------------------------------------	--

### ○内閣府特命担当大臣表彰 奨励賞

オプトニカ工房有限会社 (栃木県小山市) 【栃木県推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプトニカ工房有限会社は、発達障害児者の療育、教育現場の教材教具の企画・製造・販売を主に行っている。一般教材の適用が難しい特別支援学校等における発達障害児者の使い勝手や従事者の声を商品開発に反映させ、ユニバーサルデザインの考え方を設計に活かし、誰もが使いやすいものづくりを目指して事業を続けている。現場の声を聴く中で、教材はあれど遊具不足の状況に気づき、遊具の企画・開発に着手。新商品「おけだま」は、「ユニバーサルゲーム」という新しいカテゴリを提案し、開発を進め販売に至った。</li> </ul>
篠原電機株式会社 (大阪府大阪市) 【厚生労働省推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>43年前には大阪府警から交通信号用端子箱の承認を得て、その後盲人用音響ボール(スピーカーと押しボタン)を開発し、府内に2,000箇所設置。その中、弱視者の方から歩行者信号灯器が探しづらい、見えづらいとの声があり、盲人用音響ボールに歩行者用信号の補助としてLED信号灯を付加することを考案し実用化。同社は、福祉機器(横断歩行支援用補助装置)の開発のためのプロジェクトチームを結成し、多くの方が使いやすい、かつ街に馴染むように、同製品の改善・改良を行っている。</li> </ul>
戸田市立笹目小学校 (埼玉県戸田市) 【埼玉県推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な課題のある子供たちが在籍している学校現場で「どの子にとっても安心できる居場所がある学校」、「どの子にとっても活躍の場がある学校」、「どの子にとっても『わかった』、『楽しい』を実感できる授業」をつくっていくというユニバーサルデザインの考え方を基盤とした学校づくりを推進している戸田市立笹目小学校。ユニバーサルデザインの推進にあたっては、一部の環境整備や限られた職員による活動ではなく、学校の教育活動全体をユニバーサルデザイン化する研究・実践に取り組み、平成25・26年度には、戸田市教育委員会の研究委嘱を受け、「ユニバーサルデザインを基盤とした学校づくり」の研究に取り組んでいる。</li> <li>さらに、市教育委員会では、笹目小学校の研究成果である「授業のユニバーサルデザイン化5つのチェックポイント」を市の指導の重点に取り入れ、市内の全小・中学校に授業改善ツールとして活用を指示している。</li> </ul>
株式会社スワン (東京都中央区) 【文部科学省推薦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地の作業所において、そこで働く障害者の給料がわずか1万円にも満たず、自立するには程遠い現状を知ったことから、月給10万円以上支払うことを実践する「焼きたての美味しいパンのお店」として、平成10年6月にスワンベーカリー銀座店を開店。現在は、直営4店、フランチャイズ23店を展開し、350名以上の障害者が、経済的な自立と社会参加を果たしている。</li> </ul>

資料：内閣府



実物大の車両とプラットフォームのモックアップによるバリアフリー設備説明会(仙台市交通局)



「樹脂製車いすmorph(モルフ)」(全日本空輸株式会社)

\*実物大のモックアップを障害者の方に体験していただいた上で意見の聴取を行い、車両やプラットフォームの実施設計に反映。

\*保安検査場で金属探知機に反応せず、かつ航空機の座席まで乗ったまま移動することができる樹脂製車いすを導入。



### 3. 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の状況について積極的に情報提供していくことは、施策を進める上で欠くことのできないものである。

平成24（2012）年5月に設置された「障害者政策委員会」は、全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、平成29（2017）年度においても積極的な情報提供に配慮している。

具体的には、会議の開始から終了までの全状況をインターネットによるオンデマンド配信として、動画、音声、手話及び要約筆記の文字情報により一定期間提供している。これに加え、会議資料を当日の会議開始と同時に内閣府のホームページに掲載するとともに、終了した会議については議事録を掲載している。また、障害者政策委員会の運営に当たっては、障害のある委員及び傍聴者の参画に資するため、視覚障害者のための資料の点字訳の提供、聴覚障害者のための手話通訳者の配置、要約筆記の提供、磁気ループの敷設などの配慮を講じている。

### 4. 障害者白書のマルチメディアデザイン化

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第13条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年、政府が国会に提出する年次報告書である本「障害者白書」については、平成28年版障害者白書（平成27年度の障害者施策の概況）より、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格として、近年用いられている情報システムである「マルチメディアデザイン（※）」版を作成し、内閣府のホームページにおいて公表している。

【内閣府ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h29hakusho/zenbun/index-w.html>】

※：マルチメディアデザイン図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ（同期）させることができるため、使用者は音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見る等、一人一人のニーズに合った「読み」のスタイルを可能にするもの（デジタル録音図書）。視覚障害者のほか、学習障害、知的障害、精神障害等のある人にとっても、今後有効なツールとなっていくものと考えられる。

〈マルチメディアデザインの特徴〉

- ・目次から読みたい章や節、任意のページに移ることが可能
- ・最新の情報圧縮技術で一枚のCDに50時間以上の収録が可能
- ・音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることが可能
- ・再生ソフトの機能により、個々のニーズに合った読み方が可能

（内閣府ホームページの掲載例）



（出典：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会）

## 5. 福祉教育等の推進

### (1) 学校教育における取組—交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、全ての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっている。

このため、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29（2017）年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づき、「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、平成30（2018）年2月に交流及び共同学習の推進方策について提言を取りまとめた。提言を踏まえ、交流及び共同学習を通じた障害者理解を推進するなど更なる施策の充実を図るとともに、教育委員会や学校等に対して積極的な取組を促すこととしている。

### (2) 地域住民への広報・啓発

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、幼児児童生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年の学校外活動や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

## 6. ボランティア活動の推進

### (1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを行っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

### (2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動振興センター」では、「ボランティア全国フォーラム」の開催などのボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施している。

内閣府では、地域における共生社会の実現に向けた課題解決に対応できる人材育成を目的とした「地域課題対応人材育成事業『地域コアリーダープログラム』」を実施した。

このプログラムは、平成27（2015）年度まで実施した「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」の成果を活かしつつ、地域の共生社会の中核を担う人材の能力向上、地域の団体間での分野横断的ネットワーク形成等を目的としている。障害者関連、高齢者関連、青少年関連のそれぞれの3分野において、地域における社会活動に携わる日本の青年を海外に派遣するとともに、海外の様々な組織で活動する青年リーダーを日本に招へいして地域における課題の共有

や意見交換等を通じて相互に交流することにより、我が国の地域社会活動の中核を担う青年リーダーの非営利団体の運営、国・企業・地方公共団体等との連携及び人的ネットワーク形成の方法等の実務的な能力の向上及び各国、各分野間のネットワークの形成を図るものである。

このうち障害者関連分野について、平成29（2017）年度は、10月に日本青年9名（団長含む）をニュージーランドに派遣し、平成30（2018）年2月にドイツ、ニュージーランド及びオーストリアの青年リーダー計13名を日本に招へいた。

派遣プログラムでは、日本参加青年は、「社会的障壁を障害の主要原因と捉えるニュージーランドの文化的背景と社会システムを学び、日本の各地域に根差した仕組みを構築・実践することにより、『障害』に対するネガティブな認識を解消し、誰もが自分の可能性や役割を感じることができる社会を目指す」を派遣団のテーマとし、社会的障壁を障害の主要原因と捉えるニュージーランドの文化的背景と社会システムを学ぶために同国を訪問した。社会開発省障害問題担当室、保健省、教育省等の関係省庁による同国の障害に関する取組の歴史及び現状、政策について講義を受け、意見交換を行った。また、在ニュージーランド日本国特命全権大使表敬訪問後、障害者支援システム改革やインクルーシブ教育、アクセシビリティの推進や就労支援、介護者の役割やニーズに対する意識促進・啓発活動等、多様な課題に取り組む諸行政機関及び団体から説明を受け意見交換及び視察訪問を行った。

招へいプログラムでは、外国参加青年は、東京で別途公募により参加した日本青年とともに「NPOマネジメントフォーラム（合宿型ディスカッション）」を行い、「非営利団体運営に求められるリーダーシップ」というテーマで討議した。

その後、鹿児島県を訪問し、県の障害者施策の現状と取組についての説明を受け、医療福祉センターにおいては施設見学及び医療・福祉サービスの連携及び社会参加への取組についての意見交換、「人と人との関係性の中から、自立を目指す」として教育バリアフリーに取り組み、全国で初めて普通科共生コースを設置した高等学校にて授業見学や意見交換を行った。また、障害福祉サービス、保育園、児童発達支援、「多機能拠点整備型面的整備モデル」を目指す地域生活支援等、多角的な活動を行う社会福祉法人の事業所等においては、視察及び施設利用者との交流、鹿児島市との連携についての説明に基づいた意見交換を行った。

鹿児島県のプログラムの総括として「全ての人が障害者への理解を深め、医療・福祉・教育・企業・自治体の連携と障害者支援の取組を発展させる」をテーマに、「障害者の社会参加に向けた多様な主体による地域での連携（ドイツ）」「学校教育を通じた障害者理解と差別解消への取組（ニュージーランド）」「障害者への就労支援の取組（オーストリア）」「日本（鹿児島）の取組」について各国発表の後、障害者支援に携わる人々と外国参加青年がディスカッションを行うセミナーを実施した。



ニュージーランドを訪問（障害者の労働力開発支援を行うテ・ボウによる講義及び意見交換）（写真：内閣府）



鹿児島県を訪問（ホームステイにて、ホストファミリーが車椅子を体験）（写真：内閣府）

## TOPICS

### 学校における交流及び共同学習の推進について ～心のバリアフリーの実現に向けて～

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29（2017）年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）において「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」の設置が明記されたことを踏まえ、平成29年7月に文部科学省において「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、厚生労働省と協力して交流及び共同学習の具体的な推進方策について検討を実施した。

本会議における議論に資するよう、全国の小・中・高等学校における交流及び共同学習の実施状況について調査を実施したところ、特別支援学級との交流が実施されている割合は約8割と比較的高かったものの、特別支援学校との交流は2～3割程度であるとの結果が示された。

	小学校	中学校	高等学校
学校間交流	16%	18%	26%
居住地校交流	37%	23%	4%
特別支援学級との交流*	81%	80%	—
障害のある人との交流	40%	29%	21%

\*回答には、特別支援学級が設置されていない小学校（17%）、中学校（17%）が含まれる。

こうした現状を踏まえつつ、先進的な自治体や学校等の事例の紹介を交えながら、全5回にわたって議論を実施し、平成30（2018）年2月に「学校における交流及び共同学習の推進について ～心のバリアフリーの実現に向けて～」を取りまとめた。

本報告は①交流及び共同学習の推進、②障害のある人との交流の推進、③ネットワーク形成の促進、④今後の推進方策という構成になっており、

具体的には、

- ・交流及び共同学習は、障害のある子供・障害のない子供の双方にとって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、「心のバリアフリー」の実現に向けて大きな意義を有すること、
  - ・現在行われている取組は、単発の交流機会や、障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合も多い。各学校において、その場限りの活動で終わらせないよう、十分な事前学習・事後学習を実施し、日常の学校生活においても障害者理解に係る丁寧な指導を実施することで、年間を通じて継続的な取組として計画的に進めることが重要であること、
  - ・校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組み、全教職員が目的や内容等を共有するとともに、教育委員会は、学校が多様な業務を担い多忙化している状況も踏まえながら、先進的な取組を域内の学校に普及するなどにより取組を推進すべきであること、
  - ・学校において交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うに当たり、教育委員会が中心となり、福祉部局、社会福祉法人、スポーツ・文化芸術などの関係団体等のネットワークを形成することが重要であり、このようなネットワークは、障害のある子供の卒業後も見据えた一貫した支援の観点からも重要であること、
- 等についてまとめられている。

これを受け、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、また、厚生労働省から各都道府県福祉部局に対し、交流及び共同学習の推進等について、積極的に取り組むよう協力を依頼する通知を发出している。

文部科学省においては、心のバリアフリーに関する事業を充実し、事業を行っている学校だけではなく全ての学校が継続的に実施できるよう、全国に取組を普及させるとともに、平成30年度中に「交流及び共同学習ガイド」を学校がより活用しやすいものに改訂し、考え方や進め方を周知する予定である。

### 学校における交流及び共同学習の推進について（概要）

平成30年2月 心のバリアフリー学習推進会議

#### 1. 交流及び共同学習の推進

- 交流及び共同学習は、障害のある子供・障害のない子供の双方にとって、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、「心のバリアフリー」の実現に向けて大きな意義を有する。
- 現在行われている取組は、単発の交流機会や、障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合も多い。各学校において、継続的な取組として、年間を通じて計画的に進めることが重要。
- その場限りの活動で終わらせないよう、子供たちに対する十分な事前学習・事後学習を実施し、日常の学校生活においても障害者理解に係る丁寧な指導を継続して実施することが重要。
- 校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組み、全教職員が目的や内容等を共有することが必要。
- 教育委員会は、先進的な取組を域内の学校に普及するなどにより取組を推進。その際、学校が多様な業務を担い多忙化している状況も踏まえ、学校のマネジメントの観点からも支援が必要。

#### 2. 障害のある人との交流の推進

- 障害のある人との交流は、地域社会の中で、障害のある人と助け合い支え合うことを学び、「心のバリアフリー」を育む機会として大きな意味。
- 学校には交流を行うことができる施設等についての情報が無い場合がある。教育委員会が福祉部局等と連携し、障害のある人との交流ができる団体・施設の連絡先を整理して学校に共有することが有効。

#### 3. ネットワーク形成の促進

- 学校において交流及び共同学習や障害のある人との交流を行うに当たり、教育委員会が中心となり、福祉部局、社会福祉法人、スポーツ・文化芸術などの関係団体等のネットワークを形成することが重要。
- このようなネットワークは、障害のある子供の卒業後も見据えた一貫した支援の観点からも重要。
- 関係者が定期的な連絡・協議を行うなど、その機能の充実に努めることが重要。

#### 4. 今後の推進方策

- 文部科学省において心のバリアフリーに関する事業を充実し、事業を行っている学校だけではなく全ての学校が継続的に実施できるよう、全国に取組を普及。
- 文部科学省においては、平成30年度中に「交流及び共同学習ガイド」を学校がより活用しやすいものに改訂し、考え方や進め方を周知。
- 教育委員会は、教育委員会と学校の役割分担の見直しや明確化、取組のノウハウの共有など、学校の多忙化を踏まえた支援を実施。
- 国や教育委員会における研修において計画的に取り上げるとともに、特別支援学校と小・中学校等の教職員の交流・相互理解を促進。
- 教育委員会において、障害のある人との交流に当たって学校が連携をとることができる団体・施設の連絡先を整理し共有。
- 教育委員会が中心となって、福祉部局、学校、社会福祉法人や関係団体等と連携したネットワークの形成を促進。
- (独)国立特別支援教育総合研究所のホームページ等において、教職員等が活用しやすいよう、交流及び共同学習の実践事例等を充実。



障害のある子供と障害のない子供が「ゴールボール」（視覚障害者のパラリンピック種目）を通して一緒に学ぶ様子（写真：鳥取県教育委員会）

## 7. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国7か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。

更生保護官署職員に対しては、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や障害特性に対する理解を含む人権全般に関する知識等を深めるための講義や精神障害のある人等が入所する施設の見学を実施するなどし、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

法務省の人権擁護機関では、中央省庁等の職員を対象として、人権に関する国家公務員等の理解と認識を深めることを目的とした「人権に関する国家公務員等研修会」を、また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とする「人権啓発指導者養成研修会」を実施している。その中で、障害のある人をテーマとした人権問題も取り上げている。これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。このほか、検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員及び裁判官・家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣し、司法機関及び法執行機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。

日本司法支援センター（法テラス）では、本部の担当職員がサービス介助士の資格を取得し、全国の職員が参加する研修で、障害のある人への支援の方法や、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応方法等の知識を伝達し、各地の取組につなげている。さらに、各地で取り組んだ障害のある人への合理的配慮等を全国の職員間で共有することで、法テラス全体における職員の対応や事務所の環境の改善につなげている。